

【補足資料】犯罪被害者等とその支援の現況

1. 犯罪被害者の数

- 刑法犯認知総数（警察庁） 817,338 件（H30） ▼
（凶悪犯の強制性交等の件数のみ増加△）
- 交通事故発生件数（警察庁） 430,601 件（H30） ▼
- 児童虐待通告児童数（警察庁） 80,252 件（H30） △
- DV 相談等件数（警察庁） 77,482 件（H30） △

2. 犯罪被害者の置かれている現状

（平成 29 年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書（平成 30 年 3 月）,警察庁）

- 調査対象：過去に次のいずれかの犯罪等被害（※）にあったと回答した本人又は遺族。20 歳以上が対象。
（※）配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治 1 週間以上）の暴力犯罪
- 調査方法：インターネットによる調査（Web 調査）
- 調査配信数：192,182 名、スクリーニング調査回答数：26,374 名、本調査有効回答数：1,696 名
- 結果：

<犯罪被害者等と一般対象者との比較>

犯罪被害者等は、一般対象者よりも休学・休職、長期入院、別居・離婚、家族間不和等、生活や対人関係のネガティブな変化が多くなっている。

<被害による身体・精神的影響>

過去 30 日間になんらかの身体上の問題を感じたとする回答比率は、交通事故（39.5%）、殺人・傷害（32.6%）で高い。日常生活が行えなかったと感じた平均日数は、「殺人・殺人未遂又は傷害等の暴力被害」で、平均 28.2 日。K6 の値で重症精神障害相当とされる 13 点以上の比率は、児童虐待（29.4%）、殺人・傷害（23.8%）、DV（18.8%）となっている。

<支援の提供>

事件に関連して受けた給付・支給・賠償等としては、「民間団体の給付・支給」が 10.0%、「加害者からの賠償」が 8.8%、「公的な給付・支給」が 4.8%で、「受けたことがない」との回答も 78.5%となっている。

<支援提供元>

支援を受けた／制度を利用した機関・団体としては、「警察」（12.2%）が最も多く、次いで「法テラス」（5.6%）、「地方自治体等」（5.5%）となっている。

<地方自治体の総合的対応窓口の認知> 総合的対応窓口の認知度は 19.2%である。

<相談しやすくなるための条件>

官民の相談機関・団体に相談しやすくなるための対応・取組については、警察では「周りの人に知られずに相談できること」、自治体や民間の相談機関・団体では「周りの人に知られずに相談できること」に加えて「無料で相談できること」との回答比率が高い。

<警察への通報率>

犯罪被害類型別には交通事故（91.1%）で最も高く、次いで殺人・傷害（48.8%）である。児童虐待（5.0%）、DV（9.6%）、性的な被害（20.1%）等では低い。

3. 犯罪被害者の施策の経緯

- 平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法が成立。
 - 平成 17 年、基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画策定。各施策（258 施策）の実施開始。平成 23 年 4 月第 2 次犯罪被害者等基本計画策定。平成 28 年 4 月 第 3 次犯罪被害者等基本計画策定。
 - 第 3 次基本計画策定時の主な論点
 - ①被害が潜在化しやすい被害者への支援 →相談しやすい環境の整備など
 - ②民間団体の活動促進 →行政機関等との連携・協力のための体制整備など
 - ③地方公共団体における支援の充実促進 →総合的対応窓口の機能強化など（※）
 - ④犯罪被害者等の安全・安心の確保 →再被害の防止など
 - ⑤加害者の損害賠償責任の実現方策 →民事上の責任の追及 など
- （※）地方公共団体における専門職（社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士等）の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化などが盛り込まれた。

4. 行政の支援状況

1) 犯罪被害者等に対する地方公共団体における施策の状況（H31 年 4 月 1 日現在,警察庁）

- 犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況は、全国で 100%が設置済み（1721 箇所）
- 条例の制定状況は、29.1%（501 箇所／1721 箇所）。計画等の策定状況は、5.7%（98 箇所／1721 箇所）
- 見舞金の導入済みは、14.2%（244 箇所）。貸付金制度導入済みは、0.6%（11 箇所）

2) 地方公共団体の総合対応窓口の支援状況

（くらしえん（犯罪被害者等暮らし・支援検討会）調査,2016 HP: <http://kurashien.net/>）

- 89.4%が兼務で担当。担当の職員数は、1 人ないし 2 人が大多数
- 対人援助職の資格等を有する担当職員は約 1 割
- 警察との連携はまだ取れているが、司法、医療、当事者団体との連携は弱い
- 過去 1 年間、相談があった窓口は約 2 割

3) 犯罪被害者支援多機関連携の状況

（科研費「犯罪被害者支援におけるケアマネジメントモデルの構築と検証」（課題番号 16K04185）の調査，2018）

- 計 335 件（回収率：36.5%）（属性：警察・犯罪被害者支援室 39 件、民間被害者支援団体 50 件、地方自治体・被害者対応窓口 50 件、医療機関 35 件、女性センター等 72 件）
- 結果

<属性から見えてきた特徴>

担当者の経験年数は 1 年未満がもっとも多く、3－5 年未満が続いた。市区町村は、1-3 年未満の担当者の割合が高い。民間被害者支援団体、女性センターは非常勤雇用率が高い。医療機関は有資格者率（社会福祉士等）が高い。

<支援の状況>

警察、民間被害者支援団体の連携がうまくいった事例（好事例）で方針会議を 6 割が行っていたが、市区町村、医療機関、女性センターでは、好事例においても 6－7 割が支援方針の会議を特に行っていなかった。

<支援の体制整備>

医療機関、市区町村では被害者等支援研修を受けていない者が 2 割～4 割であった。

パネルディスカッション資料（青木氏）

NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク結あしす



結あしすは、殺人事件遺族の呼びかけにより、2000年9月に東京地方では初めての犯罪被害者自助グループとして発足しました。毎月1回体験や想いを分かち合うグループワーク、自助的活動を主とした定例会を開くとともに、専門家や被害者が関わる機種のゲストをお招きしての意見交換会や勉強会も開催してきました。2001年よりほぼ毎年、被害者の現状や支援の必要性を社会に伝える場としての市民集会「いのちかなでる」を企画開催し、2015年に法人化。「NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク 結あしす」として、支援拡充のために、そして「被害者の視点」に基づく施策が進められていくように活動を続けています。

目 的：この法人は、生命・身体犯（主に殺人や傷害致死等）により被害を受けた者、並びにその家族及び親族（以下「犯罪被害者」という）の回復、立ち直り支援、各種の支援事業を行うとともに、犯罪被害者及びその関係者に係る問題の改善や解決を図り、犯罪被害者を社会全体でサポートできる環境づくりに寄与することを目的とする。

犯罪被害者支援企画「いのちかなでる」



♪音楽で犯罪被害者を応援するプロジェクト♪「いのち奏でる」



犯罪被害者支援パネル展 〜ねがい〜



名古屋市犯罪被害者等支援条例(全14条)

- ・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をい、殺人等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯についても犯罪に該当します。(第2条)
- ・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)
- ・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)
- ・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)
- ・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



まずはお電話ください。

名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口

電話 **052-972-3042**

月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

総合支援窓口でお手伝いできること

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。(電話→面談※)
※面談は電話での相談の上、予約制で行います。
- ・おひとりでお不安な場合、区役所や警察署などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業の申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況や要望に応じて、関係機関にお繋ぎします。

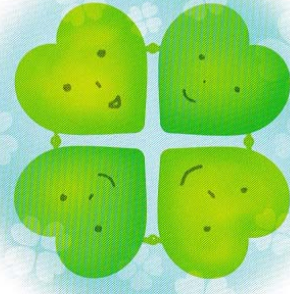
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
市民経済局地域振興部地域安全推進課(本庁舎5階)
TEL.052-972-3042 FAX.052-972-4823

名古屋市犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等支援

名古屋市犯罪被害者等支援条例
平成30年4月1日施行



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」を受けることができます。
詳しくはお問い合わせください。

名古屋市

経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等[※]の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等[※]の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠責保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

※重傷病等：全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は強制性交等罪及び監禁罪性交等罪の被害

- ◆印の付いた支援事業については、平成30年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
- 支援事業ご利用にあたって、「名古屋市に住民票がある方」で「被害届が提出されているなど、被害事実が客観的に確認できること」が共通して必要な要件となります。
- 支援の対象となるのは犯罪被害者本人と、その被害者の家族・遺族及び親族(被害者の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)です。
- 同居の家族・親族間での犯罪については、基本的に適用できません。
- その他、支援事業ごとにいくつか必要な要件がございますので詳細については、まずは総合支援窓口にお電話ください。
- 支援事業のご利用いただく際には、総合支援窓口で申請手続きを行っていただきます。

犯罪被害や交通事故などにあわれた方々をみんなで支えていきます。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪被害者支援センター(愛知県警察本部) 愛知県警察本部 愛知県警察本部 愛知県警察本部

被害者サポートセンターあいち TEL.052-232-7830

(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、強盗、強姦等)や交通事故などにあわれた方、ご家族等への支援活動(相談、カウンセリング、裁判所への付添いなど)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.050-3383-5460

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経費・理解のある弁護士紹介、被害者参加のための関係機関などを実施。

名古屋地方裁判所

TEL.052-203-1611

犯罪被害者等の刑事裁判における最先端の情報提供、事件記録の閲覧・コピー、被害者参加制度なども実施。

名古屋地方検察庁 被害者支援員(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け検察庁への相談に応じ、事件に関する情報の提供を行う。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

毎週金曜日(祝日・年末年始等を除く)(15:00~18:00)の無料電話相談(052-571-5100)や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一泊限り弁護士が無料で面談して手続などを説明する制度を実施。

名古屋市配偶者暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との協力的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋支所(NASVA) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重傷の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通通院などへの生活費の無料貸付などを実施。

性暴力救済センター日赤なごや TEL.052-835-0753

24時間365日、性暴力被害者に対する相談・治療・相談支援など、医療・司法・行政にまたがる総合支援をワンストップで実施。

名古屋市消費生活センター TEL.052-222-9671

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を実施。

地域における犯罪被害者等支援

ほう じょう まさ たか
弁護士 北 條 正 崇

日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会委員
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター理事
奈良弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長
なら被害者支援ネットワーク代表
天理大学非常勤講師（犯罪被害者支援論）

【スライド1】

- 約20年間、弁護士として犯罪被害者や遺族の支援
- 県警の被害者支援室、なら犯罪被害者支援センター、弁護士の三者は、日常的に一緒に支援をしている。
- 県警本部による、支援が必要な被害者の把握と被害者への説明
- 実際の事件で一緒に支援をすることによって強い信頼関係が構築されている。

【スライド2】

日本弁護士連合会の取組み

平成29年10月6日

「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」

1. 損害回復の実効性確保・経済的支援の充実等
2. 公費による被害者支援弁護士制度の導入
3. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、全面的な財政的支援を
4. 全ての地方公共団体で犯罪被害者支援条例の制定を

【スライド3】

奈良での取組み

- 交通犯罪被害者遺族と一緒に大和郡山市長に条例制定を要望
→市長の熱意により、約4か月後に奈良県内で初めて被害者支援条例が制定（H28.3）
- 条例制定で終わりではなく、毎年、奈良県の協議会（構成員は当事者や支援者等）で、条例や計画の運用状況について報告を受け、意見を述べている。

【スライド4】

- 警察やなら犯罪被害者支援センターによる条例制定の働き掛け
- 毎年、複数の市町村が条例を制定
条例制定と市町村・警察署・センターの連携協定とは常にセットとなっており、具体的な事件での連携に備えている。
市町村がセンターの賛助会員となり、**人**
□1人あたり2円の賛助会費を支払う。
（＝被害者支援は住民全員の問題である）

【スライド5】

警察庁中央イベント
地域における犯罪被害者支援

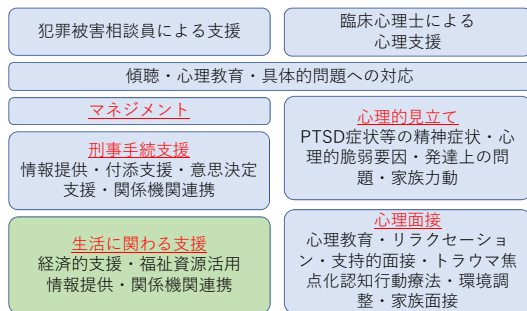
被害者支援都民センターの支援と 地方自治体に対する期待と課題

公益社団法人被害者支援都民センター
犯罪被害相談員 心理担当責任者
公認心理師・臨床心理士

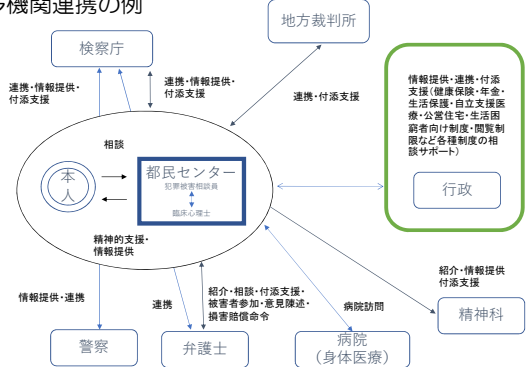
全国被害者支援ネットワーク加盟団体 （NNVS）の支援と 都民センターの支援の特徴

- NNVS加盟団体：48カ所
- 支援内容：「電話相談」「面接相談」「直接的支援」
- 連携機関：各都道府県警察、検察庁、弁護士会、地方自治体、医療機関、法テラス、ネットワークなど
- 相談件数：年間約6000件（NNVS全体33,000件）
- 東京都人権部と協働事業「総合相談窓口」設置
- 犯罪被害相談員16名、直接支援員5名（うち臨床心理士8名、社会福祉士2名）
- 情報提供や付添支援、意思決定支援を含む**刑事手続支援**とトラウマや悲嘆に焦点をあてた専門的プログラムを含む**心理的ケア**の二大柱

都民センターにおける支援の分担



多機関連携の例



区市町村との連携

第3期東京都犯罪被害者支援計画

1. 区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化
 - 市区町村窓口の訪問・助言
 - 区市町村の研修受入れ
 - 区市町村職員を対象とした研修会の実施
2. 区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化
 - 東京都市区町村犯罪被害者等支援連絡会

■そのほか

地方自治体に対する課題と期待

課題

- 相談場面が周囲の目に触れる場所での相談（プライバシーが保たれていない）
- 複数の窓口での相談・手続きの負担
- 申請主義に伴う問題（混乱した精神状態で、何に困っているのか、何が必要なのか、何をしないといけないのか、行政で何をしてもらえるのか分からない）
- 何らかの手続きを訪れても、総合対応窓口をはじめとする案内や紹介につながらない
- 担当者による温度差の問題
- 担当者の交代と引継ぎ
- 利用までに時間がかかる（託児やジョイントステイ）

期待

- 身近な場所、近隣で被害相談支援が受けられる
- 総合対応窓口で相談・手続きの一元化
- アウトリーチ（情報提供と訪問支援、同行支援）
- 幅広い犯罪被害に対応
- プライバシーの保てる場所の確保（関連する窓口担当者が出向く）
- 被害者の必要とする支援メニューの提示
- 生活支援
- 生活資金や住宅の提供
- 相談支援の専門職の配置

令和元年11月29日（金）

令和元年度 犯罪被害者週間中央イベント
パネルディスカッション「地域における犯罪被害者等支援」

「横浜市における犯罪被害者等支援」

横浜市市民局人権課専任職
（犯罪被害者等支援担当）
精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士
木本 克己

1

横浜市犯罪被害者相談室

神奈川県における犯罪被害者等支援について

* 第1次犯罪被害者等基本計画（H17.12閣議決定）

⇒ 神奈川県犯罪被害者等支援条例 施行（H21年4月1日）

⇒ かながわ犯罪被害者サポートステーションの開設（H21年6月1日）

神奈川県、県警察被害者支援室、NPO被害者支援センターの三者が一体となって構成。初期介入を中心として、カウンセリング、弁護士相談、警察や裁判所等への付添い支援、生活資金貸付などを行っている。

【対象】殺人、傷害、強盗、性犯罪等により心身に被害を受けた方
やそのご家族で、神奈川県民が対象。また、支援制度ごとに条件があります。

2

横浜市犯罪被害者等支援事業の概要

第2次基本計画に
基づき・・・

H24年「横浜市犯罪被害者相談室」の開設（市民局人権課）
横浜市犯罪被害者等支援要綱（当時）を制定
相談員2名（社会福祉職）と担当係長を配置

《横浜市犯罪被害者等支援事業の4本柱》

- 個別相談支援の実施
- 市職員等への研修の実施
- 市民等への啓発事業
- 被害者等支援ネットワークの形成のための取組

3

横浜市犯罪被害者相談室

個別相談支援

● 市による相談支援の特徴

- ・ かながわ犯罪被害者サポートステーションによる支援を補完
 - ⇒ 被害届の有無を問わない。詐欺被害等の財産犯罪や親族間犯罪も対象。※ただし、一部の支援は対象外となる。
- ・ 生活上の困りごとや要望（ニーズ）への支援を中心に
 - ⇒ 既存の福祉保健サービスの活用 ± 31年4月からは新たな支援制度の導入
- ・ 関係機関との連携支援が必須
 - ⇒ 支援実務者の「顔の見える関係」が大切
- ・ 中長期的な視点による支援
 - ⇒ 時間とともに変化する多様なニーズへの対応

4

横浜市犯罪被害者相談室

個別相談支援～「生活者」としての支援

被害前 被害後

生活者 → 被害者等の側面 → 生活者

■ 被害者等に寄り添う支援者等の存在
■ 被害後の経過時間によって変化する、被害者等の多様なニーズへの適切かつ包括的支援
■ 生活者としての側面を常に意識した関わり
←（被害者等の側面への支援がまずあってこそ）

5

啓発、研修、支援ネットワークの形成

地域における相互支援を目指した啓発

被害者等に関わる市職員への研修など（支援者等の育成）

地域における途切れない連携支援を可能とする体制整備

関係機関の相互理解、重層的・包括的支援の理解のための様々な手法

国や地方自治体における法、及び制度の整備

被害者等が安心して生活できる地域社会の実現

包括的支援（ケアマネジメント等）

実務者レベルでの事例検討、ロールプレイ など

6

横浜市犯罪被害者等支援条例

* 平成30年12月25日制定、**31年4月1日施行**

* 横浜市の条例の特徴

- ・**二次被害、再被害防止**を基本理念で言及
- ・**日常生活支援、経済的支援**に言及
 - ホームヘルパーや一時保育費用助成、転居費用助成、見舞金、法律相談、カウンセリングなど
- ・市内で被害にあった市民以外の被害者等には、住所地の自治体と連携して支援

⇒ 条例制定を機に、さらに啓発、周知に努め、**さまざまな支援機関との連携**による支援の充実を目指す。